

# 兵庫県公報

平成26年 5月 7日 水曜日 第 2591 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
平成26年度地籍調査事業計画（同）	4
平成26年度地籍調査事業の実施（同）	6
家畜伝染病の発生（畜産課）	6
保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	6
同 上（同）	7
同 上（同）	7
同 上（同）	8
同 上（同）	8
同 上（同）	8
同 上（同）	9
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	10
土地収用法に基づく事業の認定（起業者 朝来市）（用地課）	11
土地収用法に基づく事業の認定（起業者 公立豊岡病院組合）（同）	13
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	14
同 上（同）	16
公 告	
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
同 上（同）	18

## 告 示

兵庫県告示第390号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成26年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時  
平成26年 8月11日（月）午後2時から午後3時まで
- 試験場所  
神戸市西区学園西町 8 2 1  
兵庫県立大学神戸商科キャンパス
- 試験科目
  - 筆記試験
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - 実地試験  
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 試験区分  
一般

農業用品目

特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したものを添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成26年5月19日（月）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、簡易書留とし、平成26年5月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 薬務課又は各健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可）

イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。

7 合格者の発表

平成26年9月10日（水）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による合否の問合せには応じない。

8 試験についての問合せ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話（078）341 - 7711 内線3314

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大庭土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 田 雄 久	美方郡新温泉町三谷439番地
同	三 島 市 郎	同 郡同 町七釜746番地
同	島 田 武 夫	同 郡同 町戸田261番地
同	谷 田 一 成	同 郡同 町三谷653番地の1
同	井 上 恒 夫	同 郡同 町戸田364番地の2

同	井 上 恭 一	同 郡同	町戸田429番地
同	島 田 政 則	同 郡同	町戸田412番地
同	井 上 壽	同 郡同	町戸田368番地の 2
同	島 田 信 治	同 郡同	町戸田401番地の 3
同	田 中 泰	同 郡同	町七釜736番地
同	池 水 三 郎	同 郡同	町七釜681番地
同	大 田 昭 彦	同 郡同	町七釜689番地
同	平 田 久 一	同 郡同	町三谷434番地
同	仲 田 博 美	同 郡同	町三谷449番地
同	岡 博 幸	同 郡同	町栃谷283番地
監 事	西 村 敏 弘	同 郡同	町栃谷537番地
同	丸 谷 貞 富	同 郡同	町栃谷359番地の 5

## 就任役員

## 役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	中 田 雄 久	美方郡新温泉町三谷439番地
同	三 島 市 郎	同 郡同 町七釜746番地
同	島 田 武 夫	同 郡同 町戸田261番地
同	谷 田 一 成	同 郡同 町三谷653番地の 1
同	井 上 恒 夫	同 郡同 町戸田364番地の 2
同	井 上 恭 一	同 郡同 町戸田429番地
同	島 田 政 則	同 郡同 町戸田412番地
同	井 上 壽	同 郡同 町戸田368番地の 2
同	島 田 信 治	同 郡同 町戸田401番地の 3
同	田 中 泰	同 郡同 町七釜736番地
同	池 水 三 郎	同 郡同 町七釜681番地
同	大 田 昭 彦	同 郡同 町七釜689番地
同	平 田 久 一	同 郡同 町三谷434番地
同	仲 田 博 美	同 郡同 町三谷449番地
同	岡 博 幸	同 郡同 町栃谷283番地
監 事	西 村 敏 弘	同 郡同 町栃谷537番地
同	丸 谷 貞 富	同 郡同 町栃谷359番地の 5

## 入ヶ池郷土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	中 筋 雅 博	加古郡稲美町北山581番地の 2
同	中 嶋 和 義	同 郡同 町北山1112番地の 2
同	山 田 勉	同 郡同 町北山74番地の 1
同	小 山 博 幸	同 郡同 町北山321番地
同	岡 本 芳 和	同 郡同 町北山739番地
同	北 澤 輝 雄	同 郡同 町北山784番地
同	井 上 登	同 郡同 町中村933番地の 1
同	井 上 成 人	同 郡同 町中村806番地
同	北 谷 明	同 郡同 町中村1784番地
同	松 下 清	同 郡同 町国岡1216番地
監 事	杉 岡 英 男	同 郡同 町北山768番地
同	井 上 清	同 郡同 町北山276番地

## 就任役員

## 役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	小 山 正 治	加古郡稲美町北山1121番地の 6
同	中 筋 雅 博	同 郡同 町北山581番地の 2

同	杉 岡 英 男	同 郡同	町北山768番地
同	岸 本 育 夫	同 郡同	町北山780番地
同	坂 本 克 美	同 郡同	町北山841番地の 2
同	松 尾 兼 一	同 郡同	町北山254番地
同	山 田 日出明	同 郡同	町北山116番地の 1
同	森 田 正 幸	同 郡同	町中村1777番地
同	井 上 正 和	同 郡同	町中村776番地
同	大 西 勝 之	同 郡同	町中村810番地
同	花 房 薫	同 郡同	町国岡849番地の 3
監 事	中 嶋 和 義	同 郡同	町北山1112番地の 2
同	池 田 勝 重	同 郡同	町北山204番地の 2



兵庫県告示第392号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成26年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成26年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井	平成26年 4 月から 平成27年 3 月まで
同 上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町喜多垣、山東町柊木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽淵、佐囊、山口及び岩津	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣	同 上
神戸市	神戸市のうち須磨区堀池町、菅の台、西落合、中落合、南落合及び東落合	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町栃原及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫元町	同 上
明石市	明石市のうち藤が丘 2 丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち大屋町、田代町、高松町及び高畑町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町鳥飼浦	同 上
芦屋市	芦屋市のうち浜芦屋町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち荻野 2 丁目及び荻野 3 丁目	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町下土井、若狭野及び矢野町小河	同 上
	豊岡市のうち岩井、高屋、宮井、栃江、新堂、岩熊、戸牧、	

豊岡市	上陰、福田、森津、滝、伊賀谷、竹野町森本、竹野町川南谷、日高町祢布、日高町久斗及び日高町河江	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、龍野町日飼及び御津町苅屋	同 上
赤穂市	赤穂市のうち北野中、砂子、浜市、有年牟礼、有年横尾、有年原及び有年檜原	同 上
西脇市	西脇市のうち大野、羽安町、谷町、板波町及び黒田庄町黒田	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山 2 丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち大和西 1 丁目及び大和西 2 丁目	同 上
三田市	三田市のうち屋敷町、三田町、南が丘、西山町、対中町、三輪 2 丁目及び相生町	同 上
加西市	加西市のうち上道山町、繁昌町、国正町、若井町及び北条町北条	同 上
篠山市	篠山市のうち西古佐	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町田路、柏原町母坪、柏原町柏原、山南町西谷、山南町五ヶ野、山南町坂尻、山南町小畑、山南町山本、山南町阿草、山南町奥野々、山南町玉巻、柏原町石戸、柏原町南多田、山南町上滝及び山南町下滝	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち倭文庄田、松帆志知川、阿那賀、榎列大榎列、市小井、福良、阿万塩屋町及び阿万吹上町	同 上
淡路市	淡路市のうち郡家及び中田	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町原、波賀町小野、波賀町安賀及び波賀町齋木	同 上
加東市	加東市のうち袴鹿谷及び森	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち木津上、木間生、朽原、木津、東山、林田、猪名川グリーンランド及び清水	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区鍛冶屋、間子、加美区丹冶、大袋、山野部及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島及び東新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、新田、南小田、上小田、長谷、川上、栗及び淵	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区寺河内、小代区秋岡、小代区新屋、村岡区山田及び村岡区境	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原、鐘尾及び竹田	同 上

丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町清住、氷上町三原、氷上町中野、氷上町三方、氷上町中及び氷上町上新庄	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉及び柏原町下小倉	同 上



兵庫県告示第393号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成26年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業計画が定められた年月日

平成26年 4月 1日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町喜多垣、山東町柗木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽淵、佐囊、山口及び岩津加古郡稲美町のうち野寺佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣

4 調査期間

平成26年 4月から平成27年 3月まで



兵庫県告示第394号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成26年 4月11日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見



兵庫県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町上生野字カラト105の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第396号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町上生野字ゴウ口106の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第397号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字大外奥169の6、169の9、169の12
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第398号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町黒川字梅ヶ畑奥254の3から254の5まで、254の12から254の14まで、字カベス259の4から259の6まで、259の1・字カイ坂255(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、字梅ヶ畑向264
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第399号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町真弓字東峠321の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第400号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町上生野字青草138の15、138の38から138の40まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字青草138の15(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第401号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町真弓字東峠321の5
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第402号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社東芝姫路半導体工場  
揖保郡太子町鷗300番地  
工場長 亀 淵 丈 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社東芝姫路半導体工場  
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	ウエハー185ロット/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2 ~ 4	2 ~ 4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	6	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	7	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	1	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	11	14
	燐 含 有 量 (単位 mg / L)	10	12
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg / L)	26	32
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg / L)	11	14
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)		5	5

備考 既設特定施設を廃止するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 5月 7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第403号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のと

おり解除する。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部

川西市火打 1 丁目141番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第404号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

朝来市

2 事業の種類

朝来市保健センター及び南但休日診療所整備事業並びにこれらに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県朝来市和田山町法興寺字藤ノ木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

朝来市保健センター及び南但休日診療所整備事業並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第 1号要件について

本件事業は、法第 3 条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」及び第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する調整池は、法第 3 条第35号に掲げる「事業のために欠くことができないその他の施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第 1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2号要件について

本件事業の起業者である朝来市は、平成25年 9月に「第 2 次朝来市総合計画」を策定し、本件事業に必要な財源措置を講じるとともに、南但広域行政事務組合との協定に基づき休日診療所を整備するものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する朝来市は、現在、朝来市和田山保健センターにおいて、市民の健康づくりの拠点として健康相談や健康教育、健康診査など種々の保健事業を展開している。

近年では、少子高齢化の進行や家庭の核家族化、一人暮らし世帯の増加といった社会構造の変化や、生活習慣病やこころの病の増加により、さらなる保健サービスの提供・充実が求められている。

しかしながら、母子保健事業や成人保健の検診項目・検診日数の増加、健康教室の増加等、事業が増大する一方で、施設の老朽化が進むとともに諸室が手狭になり、十分な駐車台数を確保することも困難な状況となっている。また、プライバシーに配慮した相談室や内科・歯科検診室がなく、エレベーター等も設置されていないため、利用しづらい施設となっている。加えて円山川の浸水想定区域に立地しており、防災上の課題も抱えているため、立地面においても改善が求められている。

一方、同センターに併設された南但休日診療所においては、南但馬地域唯一の休日診療所として、日曜・祝日・年末年始等に診療が行われている。

近年では、地域医療においても、医師不足や2次医療・2次救急医療の縮小など医療供給体制に大きな課題を抱えており、休日等における1次救急医療の役割はさらに重要なものとなっている。

しかしながら、南但休日診療所も老朽化が進み、待合室や処置室も手狭で、インフルエンザ等の感染症流行時には一般患者との隔離も困難な状況となっている。

本事業は、朝来市保健センターを新たに整備することにより、様々な母子保健活動や健康増進活動、相談事業、その他の保健医療に関する活動を行うのに適した広さの諸室及び駐車台数を確保するものである。また、併設する南但休日診療所も新たに整備することにより、診療を行うのに適した諸室が確保でき、同時に複数人への処置をすることや、感染症流行時には処置室を分けること等が可能となる。さらに、地域医療の核として整備される朝来医療センターの隣接地に整備することから、医療と保健福祉の連携、症状の重い患者の迅速かつ円滑な搬送・治療が可能となるなど、本事業の施行による公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいと判断される。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていないことから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 本事業の起業地の選定について

本事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：交通条件／広域幹線道路からのアクセス性が高く、公共交通網も整備されていること、環境条件／良好な都市環境の形成を図れ、自然災害時には夜間救護所や福祉的避難所機能を有する施設として安全・安心を確保することができること、(2)技術的要件：大規模な造成工事や仮設進入路などの工事が少ないこと、工事の際の騒音や振動発生を抑えられること、(3)経済的条件：費用（工事費、用地費等）について経済性に優れていること、計画中の朝来医療センターとの連携や有効活用により運営経費の抑制ができること、以上3つの観点から選定した4案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、4案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

#### エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件について

##### ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現施設の老朽化が進み、諸室も手狭になり、プライバシーも確保できない等、事業の実施に支障をきたしている。さらに、立地面においても浸水想定区域内にあることから、本事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

##### イ 起業地の範囲の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

##### ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段になじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

#### エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

朝来市役所総務部財務課

## 兵庫県告示第405号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 起業者の名称

公立豊岡病院組合

## 2 事業の種類

（仮称）朝来医療センター整備事業及びこれに伴う附帯工事

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

兵庫県朝来市和田山町法興寺字藤ノ木及び字ツキノマへ地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

（仮称）朝来医療センター整備事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

## (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する医師住宅及び調整池は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことができない宿舍その他の施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である公立豊岡病院組合は、平成24年3月に「（仮称）朝来医療センター基本構想・基本計画」を策定し、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号要件について

## ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する公立豊岡病院組合は、現在朝来市域において梁瀬医療センターと和田山医療センターを設置運営し、地域住民の医療の確保と公衆衛生の向上に努めている。しかし、但馬地域においては、平成16年に始まった新医師臨床研修制度を契機とした医師不足の影響が他地域よりも厳しく、両医療センターともに医師の減少により、診療科の休止や救急医療の受け入れ制限を行わざるを得ない状況にある。

さらに、和田山医療センターは築後45年以上が経過し老朽化が進むうえ、土砂災害区域内に存し、梁瀬医療センター周辺も浸水想定区域内にあるなど、防災上の問題も抱えている。

本件事業は、自然災害の影響を受ける可能性が低く、療養環境に優れた場所に、両医療センターを統合する新たな医療センターを整備することにより、医師をはじめとする医療資源や職員を集約し、診療機能を充実させ患者の利便性の向上を図るとともに、効率的な運営を図るものである。また、医療スタッフが働きやすい職場環境を整えることにより医師の確保を図り、朝来市域における唯一の公的医療機関として地域医療の充実を図るもので、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

## イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本件事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいと判断される。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件： 交通条件 / 朝来市内全域からのアクセスが良く、公共交通機関による利便性が図れること、豊岡病院や八鹿病院へのアクセスが良いこと、環境条件 / 自然災害の影響を受ける可能性が低いことに加え、療養環境に優れていること、ドクターヘリ臨時離発着場の設置が可能であること、(2)技術的要件： 工事の際の騒音や振動の発生を抑えられ、造成等が容易であること、(3)経済的条件： 費用（工事費、用地費等）について経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、医師不足により診療科の休止や救急医療の受け入れ制限等を行わざるを得ない状況にあり、さらに、防災上の問題点も抱えるなど、新たな医療センターを整備し、機能を集約することが急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

朝来市役所総務部財務課



兵庫県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船坂(12) (105000163)	西宮市山口町船坂(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
船坂(13) (105000164)	西宮市山口町船坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
船坂(14) (105000165)	西宮市山口町船坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

船坂(15) (105000166)	西宮市山口町船坂(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
船坂(16) (105000167)	西宮市山口町船坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
船坂(17) (105000168)	西宮市山口町船坂(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
金仙寺(1) (105000169)	西宮市山口町金仙寺(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
金仙寺(2) (105000170)	西宮市山口町金仙寺(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
阪神流通センター2 丁目 (105000171)	西宮市山口町阪神流通センター2丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(10) (105000172)	西宮市山口町下山口4丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(11) (105000173)	西宮市山口町下山口3丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(12) (105000174)	西宮市山口町下山口3丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(13) (105000175)	西宮市山口町下山口3丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(14) (105000176)	西宮市山口町下山口3丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
名来(1) (105000177)	西宮市山口町名来(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
名来(2) (105000178)	西宮市山口町名来(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
名来(3) (105000179)	西宮市山口町名来(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
名来(4) (105000180)	西宮市山口町名来(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
名来(5) (105000181)	西宮市山口町名来(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(15) (105000182)	西宮市山口町下山口(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(16) (105000183)	西宮市山口町下山口(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(17) (105000184)	西宮市山口町下山口(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊

下山口(18) (105000185)	西宮市山口町下山口(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(19) (105000186)	西宮市山口町下山口(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山口(20) (105000187)	西宮市山口町下山口(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
平成台(1) (105000188)	西宮市名塩平成台(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
平成台(2) (105000189)	西宮市名塩平成台(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
平成台(3) (105000190)	西宮市名塩平成台(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図28までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丹波山川 (235000099)	神崎郡市川町下牛尾(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び市川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アグロガーデン加古川野口店  
 所在地 加古川市野口町良野844番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ホームセンターアグロ  
 住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1  
 代表者の氏名 安 黒 嘉 宣

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

## ア 変更前

オークワ加古川野口店

## イ 変更後

アグロガーデン加古川野口店

## (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山市中島185番地の3

代表者の氏名 福 西 拓 也

## イ 変更後

名称 株式会社ホームセンターアグロ

住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1

代表者の氏名 安 黒 嘉 宣

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山市中島185番地の3

代表者の氏名 福 西 拓 也

## イ 変更後

名称 株式会社ホームセンターアグロ

住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1

代表者の氏名 安 黒 嘉 宣

## (4) 駐車場の収容台数

## ア 変更前

123台

## イ 変更後

95台

## (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

午前7時から翌午前0時まで

## イ 変更後

午前7時から午後9時45分まで

## (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前6時30分から翌午前0時30分まで

## イ 変更後

午前6時30分から午後10時まで

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗の名称

平成26年3月5日

## (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年3月5日

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年3月5日

## (4) 駐車場の収容台数

平成26年12月11日

## (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年4月11日

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年 4月11日

5 届出年月日

平成26年 4月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 5月 7日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 9月 8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町白金 2丁目 3番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区大手町 1丁目 3番 2号

住友林業株式会社 代表取締役 早 野 均

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 1月24日

兵庫県指令神北(宝土)(建)第 1 - 1 - 2号(25猪名川)



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市天神町字大歳ノ上1119番 2、1171番 1、1119番 2 地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市久保木町1075番地

有限会社永井測量設計 代表取締役 永 井 正 義

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 3月28日

兵庫県指令北播(加土)(建)第 1 - 15 - 2号(25小野)